令和3年10月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

- 1. 開催日時 令和3年10月25日(月) 9時00分開会
- 2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室
- 3. 出席委員 13名

職名	議席 番号	氏 名	職名	議席 番号	氏 名
会 長	4番	脇田 峰生	委員	8番	杉 為昭
職務代理者	5番	日笠山 隆	委員	9番	河本 アツミ
委員	1番	日髙 仙三	委員	10番	牛越 紀幸
委員	2番	中村裕臣	委員	11番	岩本 延男
委 員	3番	中村 逸夫	委員	12番	中村 正幸
委 員	6番	鮫島 繁樹	委員	13番	日笠山 昭代
委員	7番	欠席	委 員	14番	坂本 江里子

- 4. 欠席委員 1名 7番 深田 広文
- 5.議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 報告第9号 合意解約等について
 - 第3 議案第47号 農地法第3条の規定による許可について
 - 第4 議案第48号 非農地証明について
 - 第5 議案第49号 農用地利用集積計画策定に係る意見について
 - 第6 議案第50号 農用地等の農地中間管理権の解除に係る意見について
 - 第7 議案第51号 令和2年度西之表市地籍調査事業に伴う地目変更について

〇事務局

おはようございます。

開会前に報告申し上げます。本日は7番の深田委員から欠席の届けが提出されております。

それでは、定刻、定足数に達しておりますので、これから令和3年10月西之表 市農業委員会定例総会を開催いたします。

開会にあたり、会長に御挨拶いただき、その後、議事進行をお願いいたします。

〇会長

皆さんおはようございます。本日はお忙しい中、出席をいただきましてありがとうございます。

さて、10月に入りまして、空気がだいぶ澄んで涼しくなってまいりました。 コロナにつきましても、ステージ2に移行して経済回復に向けて、県も動き出し ております。

西之表では、12歳以上の2回目のワクチンの接種が、今月中に終了する予定になっております。

今月の定例総会は、3か月ぶりに推進委員の皆さんにも出席をいただいております。皆様ありがとうございます。

ステージ2になったとはいいましても、第6波が来るかもしれないということで、これを抑え込むためにも、密を避けていただき、マスクの着用、手指消毒を徹底していただきたいと思います。

10月に入りまして、澱粉イモの収穫が始まっております。基腐病が品種によって異なっておるようですけれども、非常に大きな影響が出ているようです。

サトウキビにおきましては、台風の被害もなく、本年は非常に順調に生育をしているようです。

トップ落としが脚立に乗らないと落とせないんじゃなかろうか、というぐらい成長している圃場もあるようです。

また、防災無線のほうでも流れており、皆さん御承知とは思いますけれども、10月15日金曜日に、西京ダムの畑かんの大元の管が破損をしまして、今、伊関、安納、現和、安城方面の東海地域が、非常に迷惑をこうむっているところでございます。

今、伊関の圃場でいろんな苗ものをしているんですけれども、水かけが非常に大変で西京苑にタンクの水を汲みに行って、ポンプでかけたりと非常に苦労しているようです。

部品が受注生産ということで、時間がかかるようでございます。今月中には仮の 復旧工事を終えるように、頑張っているようでございます。

皆様におかれましては、昼と朝晩の気温差が非常にありますので、体調管理には 十分注意をしていただきますようよろしくお願いします。

〇議長

それでは、ただいまから本日の会議を開会いたします。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりでございます。

まず、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

9番河本委員、10番牛越委員を指名いたします。

日程第2、報告第9号「合意解約等について」事務局の報告をお願いいたします。

〇事務局

日程第2、報告第9号「合意解約等について」を説明いたします。資料は1ペー

ジです。

今月の合意解約は1番から4番の4件で、台帳現況地目畑の5筆、面積10,962平米の合意解約がありました。以上で説明終わります。

〇議長

ありがとうございました。続きまして日程第3、議案第47号「農地法第3条の 規定による許可について」を議題といたします。議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第3、議案第47号「農地法第3条の規定による許可について」を説明いたします。資料2ページです。

今月は所有権移転2件、賃借権設定1件の合計3件の申請がありました。

1番です。安納大平地区です。台帳現況地目畑の1筆で、現況面積229平米を 所有権移転するものです。

2番です。下西鞍勇地区です。台帳現況地目畑の3筆で、現況面積2,921平 米を所有権移転するものです。

今回、新規就農により新たに農地を取得しますが、合計面積が2,921平米となり、下限面積2,000平米を超えます。

3番です。現和の武部地区です。台帳現況地目は畑の2筆、現況面積5,859 平米を賃借により、4年4か月間借り受けるものです。以上で説明終わります。

〇議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。 続いて、担当委員のほうから報告をお願いいたします。

まず、番号1について、1番委員報告をお願いいたします。

〇1番委員

1番です。10月21日に、担当推進委員、譲受人、私の立会いで、現地調査を いたしました。

譲渡人は、鹿児島県在住の不在地主であります。

譲受人は、農業法人の役員でありますが、個人で、野菜を作っておりまして、その野菜をいろんなところに卸しているということでございます。

農地としては、小学校、安納郵便局の近くにある農地でありまして、道向かいに 申請農地があります。

鹿児島県鹿屋市在住で管理が出来ないということで、相手方の要望で今回の申請になったということでございます。申請どおり間違いございません。以上です。

〇議長

ありがとうございました。続いて整理番号2番を2番委員お願いします。

〇2番委員

2番です。整理番号2について報告いたします。10月23日土曜日、8時半より、担当推進委員とともに、譲渡人の代理人と一緒に立会いのもと現地を確認いたしました。

譲受人は、下西校区鞍勇在住の新規就農者で、今回は奥さんの法事で山形のほう に帰省していたため、立会いは出来ませんでしたが、電話にて確認をしておりま す。

譲渡人は、中種子町在住の鞍勇出身の方で、土地持ち非農家です。立会いの代理 人は、その母親に対応していただきました。

譲受人は、今まで、安城地区の兄弟の畑の一部を借りて、野菜等を作っておりましたが、譲渡人の母親から、「鞍勇地区に畑があるので、使わないか」と相談があったことから、今回の申請になりました。

圃場は鞍勇地区の墓地のそばにありまして、3筆で1枚の圃場になり、現在は耕

耘している状態で、今後、野菜等を作っていくとのことです。

譲受人は、定年後に農業大学に入学してその後卒業しており、経営技術にも問題なく、機械等もテーラーや耕耘機等もありました。申請に間違いありませんでしたので、許可相当と考えます。以上です。

〇議長

ありがとうございました。続いて整理番号3を12番委員お願いします。

〇12番委員

12番です。番号3について報告いたします。10月23日10時より、借り人立会いで現地調査を行いました。

借り人は、繁殖牛17頭を飼う現和校区在住の畜産農家です。

貸し人は、大分県在住の不在地主です。

借り人は、以前から畑を借りて牧草を植えていましたが、今回を機に契約を結ぶ ことになりました。

畑には牧草を植えています。

借り人は、農業機械も一式そろっており、経営技術においても、何ら申し分ありません。

貸し人とは電話で確認をとりました。

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

〇議長

ありがとうございました。ただいま担当委員のほうから説明がありました。 この件につきまして皆さんのほうから質疑等ありましたら挙手でお願いをいたします。

(挙手無し)

〇議長

無いようですので、質疑を終了しまして、これから議案47号「農地法第3条の 規定による許可について」の採決をいたします。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員举手)

〇議長

ありがとうございました。全会一致で賛成ですので、本案は、許可することに決 定いたしました。

〇議長

続きまして日程第4、議案第48号「非農地証明について」を議題といたします。 議案説明をお願いいたします。

〇事務局

日程第4、議案第48号「非農地証明について」を説明いたします。資料は3ページです。

1番です。榕城西町地区です。台帳地目は畑ですが、昭和58年頃から耕作せず、現在は雑種地となっています。交付基準2に基づいた申請です。

2番です。立山高山地区です。台帳地目は畑ですが、平成15年頃から耕作せず、現在、原野となっています。交付基準1(イ)に基づいた申請です。 以上で説明を終わります。

〇議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。これについては22日に合同現地調査が行われております。調査委員の皆様お疲れさまでした。調査委員長の報告をお願いいたします。

〇3番委員

3番です。10月22日金曜日、事務局2名、調査委員2名、10番委員、担当 推進委員2名、計7名で、申請人及び代理人立会いのもと、現地調査を行いまし た。

番号1について報告します。

申請地は、西町内にあり、住宅地と傾斜地に囲まれた土地で、以前は自家野菜を栽培していましたが、耕作されなくなってから40年近く経っており、荒らさないように草払いをしている状況です。

外周部は木が繁殖し、利用できる部分も1畝ほどしかなく、機械等が入る道もない石混じりの耕作には向かない土地でした。

山林、原野、宅地等に該当するような土地でもないため、申請どおり、許可相当ではないかとの意見の一致を見るところでした。

次に、番号2について報告します。

申請地は、高山から万波に向かう途中にある土地で、申請人は東京都在住のため、代理人と立会いを行いました。相続で農地を取得しましたが、平成15年以前から耕作されてないため、松やセンダンのほか、すすきや灌木類が繁茂している状況でありました。

写真を見てみても分かると思いますが、農地への普及は困難な状況であるため、 申請どおり許可相当ではないかとの意見の一致を見たところでした。

以上で報告を終わります。

〇議長

ありがとうございました。ただいま調査委員長のほうから報告がありました。この件につきまして、担当委員のほうから補足説明がありましたらお願いします。 番号1について5番委員どうでしょうか。

〇5番委員

5番です。番号1についてですが、調査委員長の報告のとおり許可相当と考えます。

〇議長

続いて番号2について10番、補足説明がありましたらお願いします。

O10番委員

10番です。調査委員長の報告のとおりです。以上です。

〇議長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局、調査委員長並びに担当委員の ほうから報告ありました。質疑がある方は挙手でお願いをいたします。

(挙手無し)

〇議長

無いようですので、議案第48号「非農地証明について」を採決いたします。 原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

〇議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定いたしました。

〇議長

続きまして日程第5、議案第49号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

○事務局

日程第5、議案第49号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明いたします。

まず利用権の設定についてです。4ページをお開きください。

1番です。期間が令和3年11月1日から令和10年10月31日までの7年間、地目畑、面積2,000平米、利用権の設定をする者1人、受ける者2人です。

内訳については5ページを、詳細については、6ページから7ページをご覧ください。

続きまして所有権の移転について説明いたします。8ページをお開きください。 1段目です。所有権移転の時期が令和3年11月1日、地目畑、面積2,968 平米、所有権の移転をする者1人、受ける者1人です。

内訳については9ページを、詳細については、10ページから12ページをご覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定について説明いたします。

まず、所有者から県地域振興公社への利用権設定を説明いたします。 13ページ をお開きください。

1段目です。期間が令和3年11月1日から令和13年10月31日までの10年間、地目畑、面積814平米、利用権の設定する者1人、受ける者1人です。

内訳については14ページを、詳細については15ページをご覧ください。 続きまして県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明いたします。16ページをお開きください。

1段目です。期間が令和3年11月1日から令和13年10月31日までの10年間、地目畑、面積814平米、利用権設定をする者1人、受ける者1人です。 内訳については17ページを、詳細については、18ページをご覧ください。 以上で説明終わります。

〇議長

ありがとうございました。それでは、担当委員の報告をお願いします。まず、利用権設定のほうの整理番号1、2について、2番委員お願いいたします。

〇2番委員

2番です。整理番号1と2について、報告をいたします。1と2は、圃場の貸し 人が同一であり、また借り人が親子なので、一緒に報告させていただきます。

10月23日土曜日、8時より、借り人立会いのもと、担当推進委員とともに、現地を確認いたしました。

借り人は、下西校区、下石寺在住の認定農業者と新規就農者です。

貸し人は、もともと下石寺在住でしたが、現在、大阪へ移住し、不在地主となっております。

圃場は、下石寺の農道から少し山林の中に入ったところで、風が当たりにくく、現在ハウスが2棟建てられておりました。1棟は、安納イモの育苗の準備をしていて、もう1棟には、トマトやキュウリ等を作っておりました。今後、さらにその圃場には、ハウスを2棟建てる予定だそうです。

借り人の経営技術、農業機械等何ら申し分ありません。

なお、貸し人には電話にて連絡をし、確認をしております。

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

〇議長

ありがとうございました。ただいま担当委員のほうから報告がありました。この件について皆さんのほうから質疑等ありましたら挙手でお願いをいたします。 (挙手無し)

〇議長

無いようですので、続きまして所有権移転、整理番号1の報告をお願いいたしま

す。

〇8番委員

はい、おはようございます。ページ数は8ページからになります。

8番委員です。10月24日、担当推進委員、また所有権を受ける者、私の3名で現地を確認しております。

所有権を移転する方とは電話で連絡して確認をとっております。

所有権を移転する方は高齢の土地持ちの非農家であり、自宅から現地の畑まで3 キロという遠距離でなかなか後継者もおらず、畑に出向くことが困難ということで 移転する方から移転を受ける者への相談があり、売買に至った経緯がございます。

受ける者に関しましては皆様も御存じのとおり、大規模の畜産を経営する法人で ございます。農機具、技術ともに条件を満たしており、何ら問題はないと思われま す。

現地には牧草を植えるということでございます。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。以上で終わります。

〇議長

ありがとうございました。

ただいま、担当委員から整理番号1を報告していただきました。この件につきまして皆さんのほうから質疑等ありましたら、挙手でお願いをいたします。

(挙手無し)

〇議長

はい。それでは無いようですので、議案第49号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決をいたします。原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

〇議長

はい、ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

〇議長

続きまして、日程第6、議案第50号「農用地等の農地中間管理権の解除に係る 意見について」を議題といたします。議案の説明をお願いします。

〇事務局

日程第6、議案第50号「農用地等の農地中間管理権の解除に係る意見について」を説明いたします。19ページをお開きください。

1段目です。現和西俣地区です。台帳現況地目田の1筆で、面積、1,950平 米、平成31年4月1日に旧耕作者との解約以降、借手がなく、解除理由は、「排 水不良で山から湧水があり、牧草も育たない。」とのことです。

2段目です。現和の庄司浦地区です。台帳現況地目、田の2筆、面積、1,828平米、平成31年1月31日に旧耕作者との解約以降、借手がなく、解除理由は、「排水不良」とのことです。

3段目です。伊関浜脇地区です。台帳現況地目畑の1筆で面積813平米、令和3年6月30日に旧耕作者との解約以降、借手がなく、解除理由は、「排水不良。 石が出る。風が当たるなど耕作条件が悪いため」とのことです。

4段目です。立山野木地区です。台帳現況地目畑の2筆、面積8,921平米、令和元年12月1日に旧耕作者との解約以降、借手がなく、解除理由は、「石が出る。地域に担い手がいない。過疎地域かつかなり遠い場所にある。」とのことです。

5段目です。立山野木地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積4,816平

米、令和元年12月1日に旧耕作者との解約以降、借手がなく、解除理由は、「石が出る。地域に担い手がいない。過疎地域かつかなり遠い場所にある。」とのことです。

6段目です。立山野木地区です。台帳現況地目畑の2筆で面積9,391平米、令和元年12月1日に旧耕作者との解約以降、借手がなく、解除理由は、「石が出る。地域に担い手がいない。過疎地域かつかなり遠い場所にある。」とのことです。

なお、4番、5番、6番の5筆については、鹿児島県地域振興公社から解除に係る意見についての依頼があった後、借りたいとの相談がありました。

公社に確認したところ、借り人が決まっているのであれば、「同意しない」で回答してもいいということでした。

以上のことから、1番、2番、3番については、「解除に同意する」、4番、5番、6番については、「解除に同意しない」を審議していただきたいと考えております。

以上で説明終わります。

〇議長

今の説明で分かりましたか?ちょっとややこしいので、すいません、もう一度説明をお願いします。

〇事務局

この議案は、県の公社からの依頼で、農業委員会に「土地所有者と県公社の農地中間管理権の解除について同意するか、しないかの意見を聞きたい」ということでした。

4番、5番、6番については、借手が見つかっている以上は、その解除については、「解除について同意をしない」ということで報告をさせていただきたいということです。

公社からは、「借り手が見つからないので賃借権を解除していいか」ということで、農業委員会に「解除に同意します」と回答を求めているところです。

4、5、6番については、借手が見つかっているので解除する必要がなく、「解除に同意をしない」と回答しようとしているところです。

〇議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。 この件について皆さんから質疑等ありましたら挙手でお願いをいたします。 (挙手無し)

〇議長

はい。それでは無いようですので、議案第50号「農用地等の農地中間管理権の解除に係る意見について」の採決をいたします。1番から3番と4番から6番で分けて採決をします。

まず、1番から3番について「農地中間管理権の解除に同意する」ことに賛成の 委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

〇議長

はい、ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案の1番から3番につきましては、「農地中間管理権の解除に同意する」ことに決定しました。

続きまして4番から6番の採決をします。4番から6番について「農地中間管理権の解除に同意しない」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

〇議長

はい、ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案の4番から6番につきましては、「農地中間管理権の解除に同意しない」ことに決定しました。

〇議長

続きまして日程第7、議案第51号「令和2年度西之表市地籍調査事業に伴う地目変更について」を議題といたします。議案の説明をお願いします。

〇事務局

日程第7、議案第51号「令和2年度西之表市地籍調査事業に伴う地目変更について」を説明いたします。

この案件につきましては、財産監理課地籍調査係から、国土調査法によって地籍調査を実施した結果の地目変更について照会がありました。

地区については、大字古田地区の一部及び大字住吉地区の一部となっております。

まず始めに、大字古田地区について説明いたします。資料は21ページから32ページです。

農地から農地以外になったものが80筆、面積25, 709. 82平米、農地以外から農地になったものが10筆、面積7, 736平米となっております。

次に、大字住吉地区について説明いたします。資料は33ページから64ページです。

農地から農地以外になったものが253筆、面積100, 150. 31平米、農地以外から農地になったものが10筆、面積4, 489平米となっております。

詳細については、資料の調査前及び調査後の地目と面積等で確認が出来ますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

〇議長

ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明がありました。担当委員から何かあればお願いします。 まず、古田地区を14番委員お願いします。

O14番委員

14番です。古田地区について、10月15日午前10時より、11番委員、担 当推進委員、財産監理課地籍調査係の職員2名、事務局職員、計6名立会いのもと 現地調査を実施しました。

地図、地籍簿、現地を確認の結果、21ページから32ページに記載されている 大字古田地区についての、地目の変更については、地籍調査のとおりであることを 確認しましたので報告いたします。以上です。

〇議長

ありがとうございました。

続きまして、住吉地区を13番委員お願いします。

〇13番委員

はい。13番委員です。議案第51号に係る調査について、10月13日午前9時より、担当推進委員、財産監理課地籍調査係職員2名、事務局職員1名立会いのもと現地調査を実施いたしました。

33ページから64ページに記載されている、大字住吉地区についての地目の変 更については、地図及び地籍簿により現地を確認した結果、地籍調査どおりであっ たことを確認しましたので報告をいたします。以上です。

〇議長

ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明、担当委員から報告がありました。この件について、皆 さんから質疑等がありましたら、挙手でお願いします。

〇5番委員

5番です。1日でこれ全部現地を見たんですか。

〇事務局

この分については地籍調査の結果を地図に落としまして、農地から農地以外に変わったものと、農地以外から農地に変わったものを地図でわかりやすいように色分けをしています。その中で現地を見たほうがいい場所が何か所かありましたので、それについて現地調査を行ったところです。

筆数が多かったので全部見ることはちょっと出来ないですが、そういった方法で 現地確認をしております。

〇議長

ほかにございませんか?

(挙手無し)

〇議長

それでは無いようですので質疑を終了し、これから議案第51号「令和2年度西 之表市地籍調査事業に伴う地目変更について」の採決をします。

原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

〇議長

はい、ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、原案のとおり承認することに決定をいたしました。 後日、財産監理課に対して回答します。

以上をもちまして、本日の議事は終了しました。

会	長	即
9番	委員	即_
10 番	委員	印